

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県八千代市上高野1728番地5  
氏名 株式会社東亜オイル興業所  
代表取締役 安池 慎一郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年8月21日

許可の有効年月日 令和6年7月18日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

油水分離, 焼却, 破碎, 破碎・焼却, セメント固化及び切断による中間処理

## (2) 産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2, 3, 4及び5のとおり

## 3 許可の条件

(1) 廃油の処理及び保管に当たっては, 処理施設及び保管施設の維持管理を徹底することにより, 飛散・流出, 悪臭の防止に努めること。

(2) セメント固化による中間処理に当たっては, 受け入れる廃棄物の性状を反応試験等により確認することにより, 混練時の多量のガスの発生を防止すること, 及び極端な凝固等が生じないように処理後物の適正な性状管理を行うこと。

## 4 許可の更新又は変更の状況

昭和55年3月18日 新規許可

平成29年6月16日 変更届 (保管施設の変更)

平成29年8月21日 更新許可 (優良認定)

平成30年8月31日 変更届 (代表者・役員の変更)

令和元年8月7日 変更届 (保管施設の変更, 保管施設に引火性ガス検知器を設置)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

## 許可証別紙 1

## 産業廃棄物の種類

- ア 油水分離による中間処理に係るもの  
廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- イ 焼却による中間処理に係るもの  
(ア) 汚泥, (イ) 廃油, (ウ) 廃酸, (エ) 廃アルカリ,  
(オ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(カ) 紙くず, (キ) 木くず,  
(ク) 動植物性残さ, (ケ) ゴムくず, (コ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、  
(サ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- ウ 破砕による中間処理に係るもの  
廃プラスチック類（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物を除く。）
- エ 破砕・焼却による中間処理に係るもの  
(ア) 廃油（付着物に限る。）、(イ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(ウ) 紙くず,  
(エ) 木くず, (オ) ゴムくず  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- オ セメント固化による中間処理に係るもの  
(ア) 汚泥, (イ) 廃油, (ウ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(エ) 木くず,  
(オ) 繊維くず, (カ) 動植物性残さ, (キ) 銲さい, (ク) 燃え殻, (ケ) ばいじん, (コ) 紙くず  
（これらのうち、処理後物がセメント製造工程で使用できるものに限り、特別管理産業廃棄物  
であるものを除く。）
- カ 切断による中間処理に係るもの  
(ア) 廃油, (イ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、  
(ウ) 金属くず（自動車等破砕物を除く。）  
（これらのうち、廃オイルエレメントに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設 (その1)

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (昭和55年3月18日届出)	30.0 m <sup>3</sup> /日	2	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3	
汚泥及び廃油等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	38.5 t/日	1		
廃プラスチック類等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	5.0 t/日	1		
破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成24年1月4日, 第23-20-1-155号)	廃油 2.48 t/日 (0.31 t/時×8 時間) 廃プラスチック類 3.12 t/日 (0.39 t/時×8 時間) 紙くず 3.36 t/日 (0.42 t/時×8 時間) 木くず 4.64 t/日 (0.58 t/時×8 時間) ゴムくず 3.92 t/日 (0.49 t/時×8 時間) (平成24年3月29日)	1		
保管施設	廃油の受入槽	2.5 m <sup>3</sup>		2
	廃油等の貯留槽 (処理後物)	120 m <sup>3</sup>		1
	廃油等の貯留槽	180 m <sup>3</sup>		2
		78 m <sup>3</sup>		1
	廃油保管施設	86 m <sup>3</sup>		1
	廃プラスチック類の 保管施設	74 m <sup>3</sup>		1
	廃酸保管施設	12 m <sup>3</sup>		1
	廃アルカリ保管施設	12 m <sup>3</sup>		1
	汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラス チック類, ガラスくず, コンクリー トくず及び陶磁器くず, ゴムくずの 保管施設	110 m <sup>3</sup>		1
	廃プラスチック類等の 保管施設	45 m <sup>3</sup>	1	
燃え殻の保管施設	8.0 m <sup>3</sup>	1		
ばいじんの保管施設	24 m <sup>3</sup> (コンテナ内フレコン保管)	1		

(以下余白)

## 許可証別紙3

## 事業の用に供する全ての施設（その2）

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃油の貯留槽	30 m <sup>3</sup>	4	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
廃酸の貯留槽	30 m <sup>3</sup>	1	
廃アルカリの貯留槽	30 m <sup>3</sup>	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ゴムくずの保管施設	33 m <sup>3</sup>	1	
廃油の貯留槽	20 m <sup>3</sup>	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	35 m <sup>3</sup>	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	52 m <sup>3</sup>	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	55 m <sup>3</sup>	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	36 m <sup>3</sup>	1	
汚泥, 廃油, 紙くず, 木くず, 動植物性残さ, 廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず, ゴムくず の保管施設	36 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の保管施設 (処理後物)	6.8 m <sup>2</sup> 8.2 m <sup>3</sup>	1	

保管施設

(以下余白)

## 許可証別紙 4

## 事業の用に供する全ての施設 (その3)

施設の種別 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
切断・分離施設 (エレメントカッター)	混合 3.13 t/日 廃油 0.43 m <sup>3</sup> /日 廃プラスチック類 0.700 t/日 金属くず 2.00 t/日 (平成21年5月29日)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番5, 1728番12, 上高野字中野 1822番3, 1823番3, 1826番3
切断・分離施設 (フィルターカッター)	混合 2.36 t/日 廃プラスチック類 0.605 t/日 金属くず 1.76 t/日 (平成21年5月29日)	1	
オイルエレメント等保管施設	21 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
金属くず保管施設	5.8 m <sup>2</sup> 11 m <sup>3</sup>	1	
混練・セメント固化施設	混合 500 m <sup>3</sup> /日 汚泥 150 m <sup>3</sup> /日 廃油 180 m <sup>3</sup> /日 廃プラスチック類 180 t/日 木くず 180 t/日 繊維くず 180 t/日 動植物性残さ 180 t/日 鉍さい 150 t/日 燃え殻 150 t/日 ばいじん 90 t/日 紙くず 180 t/日 (平成21年3月9日)	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番13, 1728番14, 1728番15
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	13 m <sup>2</sup> 36 m <sup>3</sup>	1	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	7.5 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	13 m <sup>2</sup> 36 m <sup>3</sup>	1	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 紙くず, 汚泥, 燃え殻, 鉍さいの貯留槽	7.5 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 汚泥, 燃え殻, ばいじん, 鉍さい, 木くず, 繊維くず, 紙くずの保管施設	22 m <sup>2</sup> 34 m <sup>3</sup>	2	
廃油, 廃プラスチック類, 動植物性残さ, 汚泥, 燃え殻, ばいじん, 鉍さい, 木くず, 繊維くず, 紙くずの保管施設	14 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
廃油の貯留槽	0.97 m <sup>3</sup>	1	
廃油の保管施設	18 m <sup>2</sup> 9.8 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙5

## 事業の用に供する全ての施設（その4）

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くず, 繊維くず, 紙くずの保管施設	16 m <sup>2</sup> 36 m <sup>3</sup>	1	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番13, 1728番14, 1728番15
ばいじん, 木くず, 廃プラスチック類, 汚泥の保管施設	1.8 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類保管施設	39 m <sup>2</sup> 66 m <sup>3</sup> (ドラム缶330本)	1	
廃プラスチック類保管施設	95 m <sup>2</sup> 221 m <sup>3</sup> (一斗缶12,320本)	1	
廃油保管施設	39 m <sup>2</sup> 66 m <sup>3</sup> (ドラム缶330本)	1	
廃油保管施設	95 m <sup>2</sup> 158 m <sup>3</sup> (ドラム缶792本)	1	
動植物性残さ保管施設	34 m <sup>2</sup> 38 m <sup>3</sup> (ドラム缶192本)	1	
廃油保管施設	92 m <sup>2</sup> 172 m <sup>3</sup> (ドラム缶864本)	1	
汚泥保管施設	95 m <sup>2</sup> 158 m <sup>3</sup> (ドラム缶792本)	1	
金属くず保管施設	0.9 m <sup>2</sup> 1.1 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)